

平成 26 年 度

行政監査結果報告書

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく事務の執行についての監査（行政監査）

2. 監査のテーマ及び目的

(1) 監査のテーマ

「随意契約による業務委託契約について」

(2) 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、地方自治法第234条で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」と規定されている。

そのうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされている。

一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定することができる反面、その運用を誤ると契約の相手方の固定化や一部の者に偏重するおそれがあるなどの弊害も指摘がされているところである。

こうしたことから、本市における随意契約事務が、豊前市財務規則（以下「財務規則」という。）の定めにより、適正に実施されているかを検証することにより、今後の契約事務の改善に資することを目的として実施するものである。

3. 監査の対象

企業会計を除く全部署

4. 監査の範囲

平成25年度に締結された随意契約のうち一般会計及び特別会計の第13節委託料に属するもの

5. 監査の期間

平成26年10月14日 ～ 平成27年2月25日まで

6. 監査の方法

監査の実施に当たっては、財務会計システム等のデータを基に監査対象を抽出し、その随意契約の内容についてアンケートを行い、アンケートの集計・分析を行った。また、必要に応じて個別に起案、契約書類等の確認を行い、関係職員から実情を聴取する方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

随意契約は地方自治法施行令第167条の2で契約のできる内容等が規定されている。また、市の財務規則においても事務処理の方法が規定され、更に平成19年6月に「豊前市随意契約ガイドライン」が作成され、より具体的に契約事務手続きが示されているところである。

各種契約事務の執行にあたっては、各部署の定期監査において従来より指摘、指導してきた処であるが、今回随意契約の内30万円以上を対象に実施したところ、契約事務全般において不適切と思われる内容が多く見受けられた。

契約にあたっては、競争性、透明性、公平性の高い事務処理が求められており、財務規則、ガイドラインに基づき適正な事務処理を行うとともに、契約に対する信頼性を損なわないよう内部統制機能を高めることを望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 随意契約理由について

今回の調査、監査により、起案がなされていない案件及び契約の基本である随意契約理由が記載されずに契約事務が執行されている案件が34件(20%)金額で16.4%とその割合が異常に高く、随意契約に対する認識の緩さが伺える。

理由において施行令第167条の2第1項第2号「入札不適」の件数が47.1%、金額では67%と最も多く締結されている。また、随意契約理由は記載されてはいるものの、その具体性に乏しく、随意契約に該当しないと思われる案件、随意契約理由の適用違いも散見され、記載なしの件数の多さと合わせ、随意契約事務に関する認識の希薄さと内部統制機能の低下が懸念されるところである。

2. 予定価格設定について

予定価格設定の有無において、設定なしが139件(81.8%)と異常に高く、内「入札不適」が66件「記載、起案なし」が31件で「入札不適」の契約に多く、予定価格設定の仕方の場合でも「過去の事蹟」によるが104件(複数回答)50.5%で「入札不適」による契約が52件(56.5%)と高く、前例踏襲による安易な「入札不適」を適用した契約実態と言える。

随意契約にあたり、業務内容の一部見直しはあるものの、同一業者との契約が123件(72.4%)で予定価格設定なしの139件(81.8%)と類似して割合が高く、競争性、透明性に乏しいものとなっている。

随意契約においては、特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性と市の不利益とならないよう適正な予定価格を設定する必要がある。予定価格なしで見積書を徴しても、見積合せも出来ず見積書に準じた契約となり適正価格の判断が困難となる。

契約に対する透明性、公平性、及び効率的な予算執行を推進する観点から、契約金額等の情報を可能な限り収集し、契約金額の妥当性の確保を図るため、適切な予定価格を設定されたい。

3. 契約事務処理について

委託業務内容にはその目的、性質に多様性があり業務内容によっては、年度当初より契約締結の必要性があるものがある。現行の財務会計制度では、年度開始前の契約は出来ないため、年度当初より執行しなければならない業務契約については、債務負担行為の設定が必要となる。しかし、少額の契約業務まで債務負担行為の対象にするのは、事務の煩雑さ簡素化の面から適切とは思われず、前年度末に契約事務の一部を進めることについての運用基準「準備契約方式」の作成について検討されることを要望するものである。

4. 見積書の徴取について

随意契約にあたっては財務規則により、一部徴取不要なものはあるものの、契約内容に基づき予定価格の設定と見積書を徴取し、予定価格との見積合せを行い、予定価格の妥当性を確保して適正価格による契約を締結しなければならない。

徴取にあたっては、その性質、目的により徴取業者数が異なるが、徴取を要するもので徴取していない契約が35件（20.6%）と高い結果になっている。また、見積書1社と徴取していないものの契約が107件（62.9%）と多く、契約の競争性、公平性が確保されているとは言い難い。見積書を徴取していないものの20件は随意契約理由が記載されていない契約で、契約の透明性、公平性、競争性が問われることになり、極力複数の見積書の徴取を徹底されたい。

第3 豊前市の随意契約の状況（ただし、第13節委託料に限る）

(1) 調査表の分析

ア. 分析手順1（随意契約によるものの抽出）

監査委員事務局にて、財務会計システムより「支出負担行為」及び「支出負担行為兼支出命令」のデータを抽出しました。

次に、作成したデータより30万円以上のものを抽出し「調査票（別紙1）」を作成しました。

その結果、支出負担行為が起こされた随意契約は157件、支出負担行為兼支出命令が起こされた随意契約は13件でした。

ただし、一つの起案で、同内容の契約を複数の相手方と締結しているもの（ヒブワクチン接種委託業務、社会参加促進事業委託業務等）については1件としてカウントしています。

イ. 分析手順2（随意契約の内容に関するアンケート）

手順1で抽出された計170件の随意契約に対してアンケート形式により「別紙2」の作成を求めました。

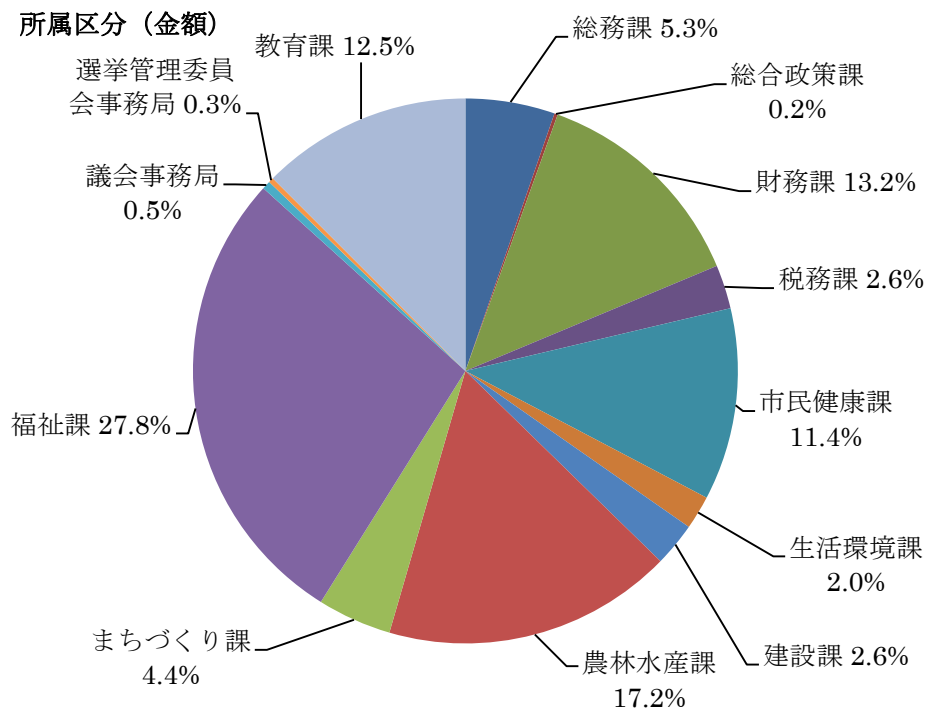
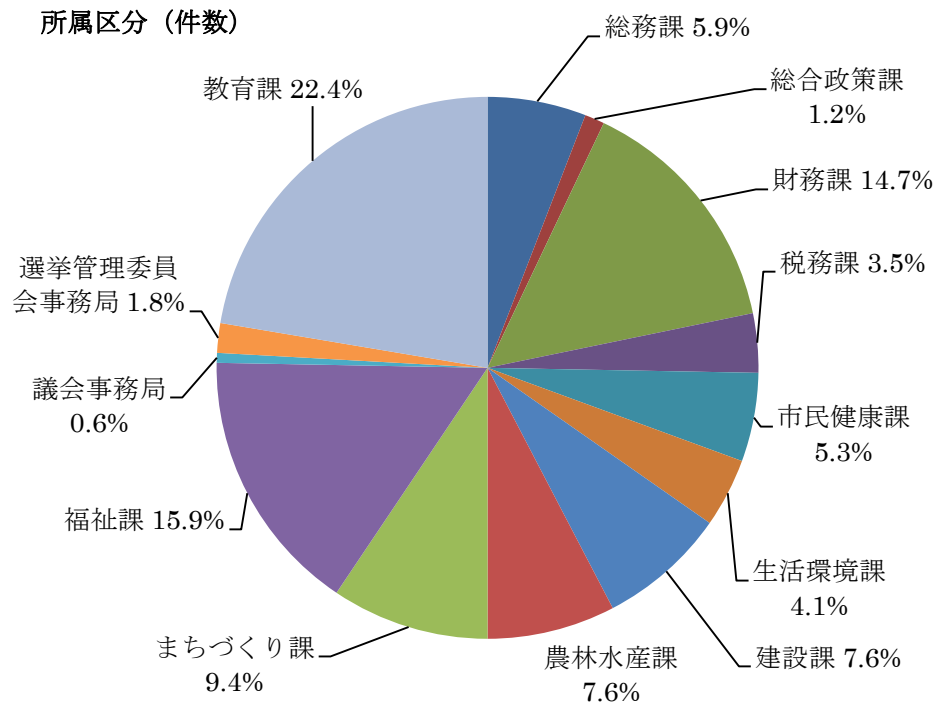
作成された「別紙2」を集計する際、他の項目との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明を聴取し回答内容の訂正を行いました。

以下に「別紙2」の内容を分析した結果を述べます。

ウ. 分析結果1（所属区分）

随意契約を締結しているものを「所属区分」で集計すると、以下の結果となりました。

	件数	金額（円）
総務課	10	23,708,417
総合政策課	2	1,025,795
財務課	25	59,498,240
税務課	6	11,857,590
市民健康課	9	51,288,256
生活環境課	7	8,814,015
建設課	13	11,518,500
農林水産課	13	77,119,300
まちづくり課	16	19,909,229
福祉課	27	124,624,176
議会事務局	1	2,156,000
選挙管理委員会事務局	3	1,368,990
教育課	38	56,011,137
合計	170	448,899,645



随意契約を所属区分で分類すると、件数では教育課が 22.4 パーセント、次に福祉課の 15.9 パーセントとなっています。

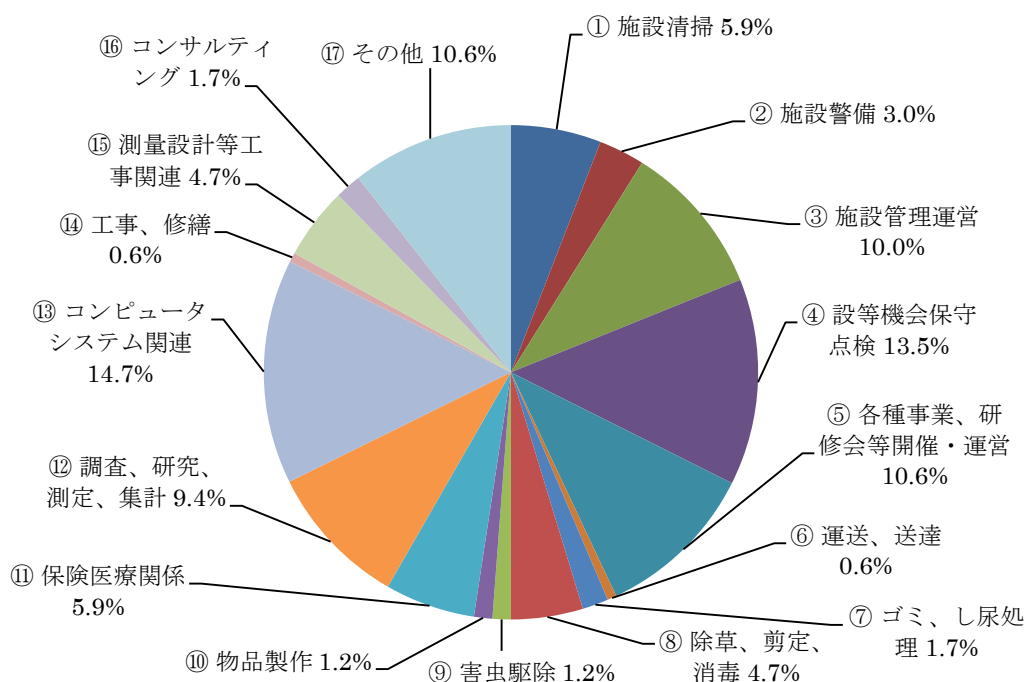
金額では、福祉課が 27.8 パーセント、次に農林水産課が 17.2 パーセントとなっています。

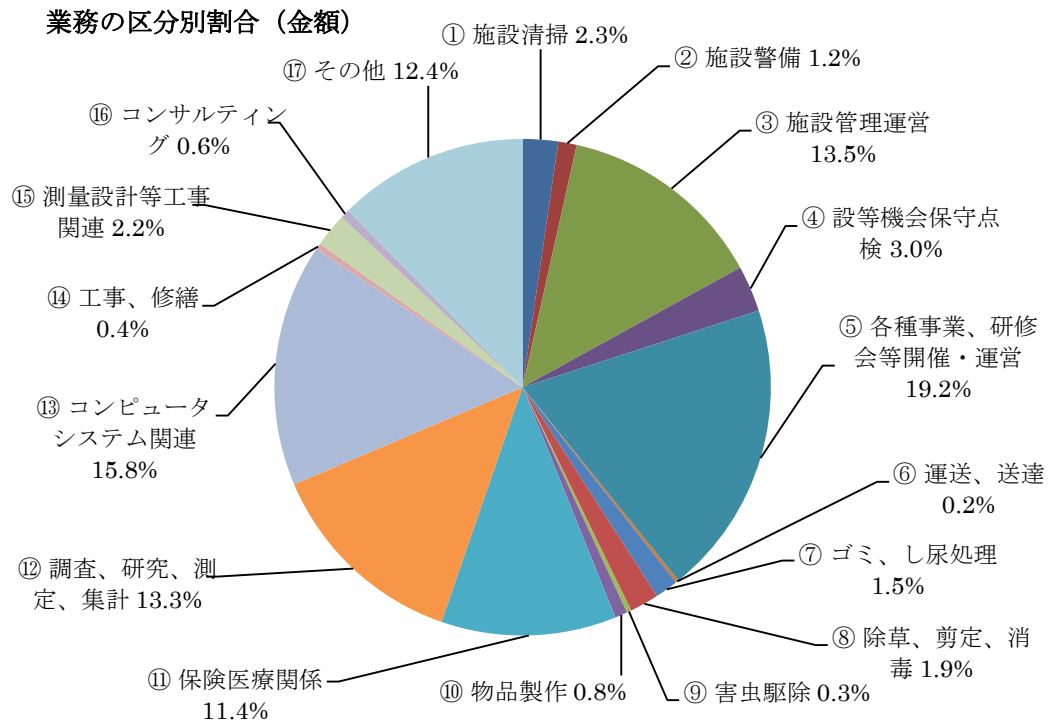
エ. 分析結果 2 (業務の区分)

随意契約を締結しているものを「業務の区分」で集計すると、次の結果となりました。

	件数	金額(円)
① 施設清掃	10	10,292,124
② 施設警備	5	5,380,200
③ 施設管理運営	17	60,652,050
④ 設等機会保守点検	23	13,582,845
⑤ 各種事業、研修会等開催・運営	18	86,439,795
⑥ 運送、送達	1	720,000
⑦ ゴミ、し尿処理	3	6,720,630
⑧ 除草、剪定、消毒	8	8,681,404
⑨ 害虫駆除	2	1,230,000
⑩ 物品製作	2	3,448,500
⑪ 保険医療関係	10	51,058,132
⑫ 調査、研究、測定、集計	16	59,724,603
⑬ コンピュータシステム関連	25	71,056,278
⑭ 工事、修繕	1	1,698,900
⑮ 測量設計等工事関連	8	9,907,800
⑯ コンサルティング	3	2,810,850
⑰ その他	18	55,495,534
合計	170	448,899,645

業務の区分別割合 (件数)





随意契約を業務の区分で分類すると、件数では「⑬コンピュータシステム関連」が多く、一方、金額では「⑤各種事業、研修会等開催・運営」「⑬コンピュータシステム関連」「③施設管理運営」の占める割合が多くなっています。

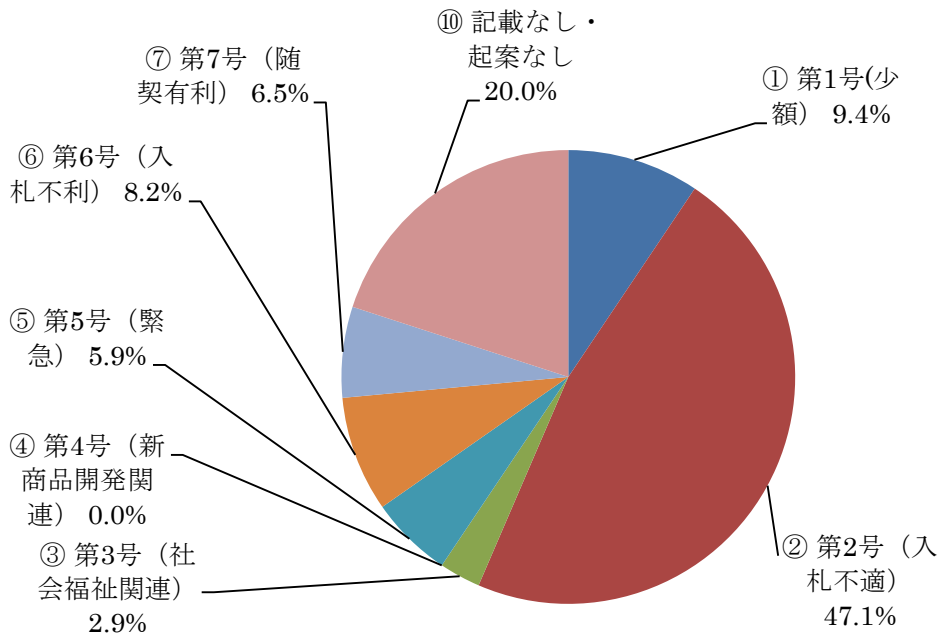
「⑪保険医療関係」では、予防接種や検診等を1件としてカウントしているため件数の割合（5.9%）に比べて金額の割合（11.4%）が大きくなっています。

オ. 分析結果3（随意契約の理由の区分）

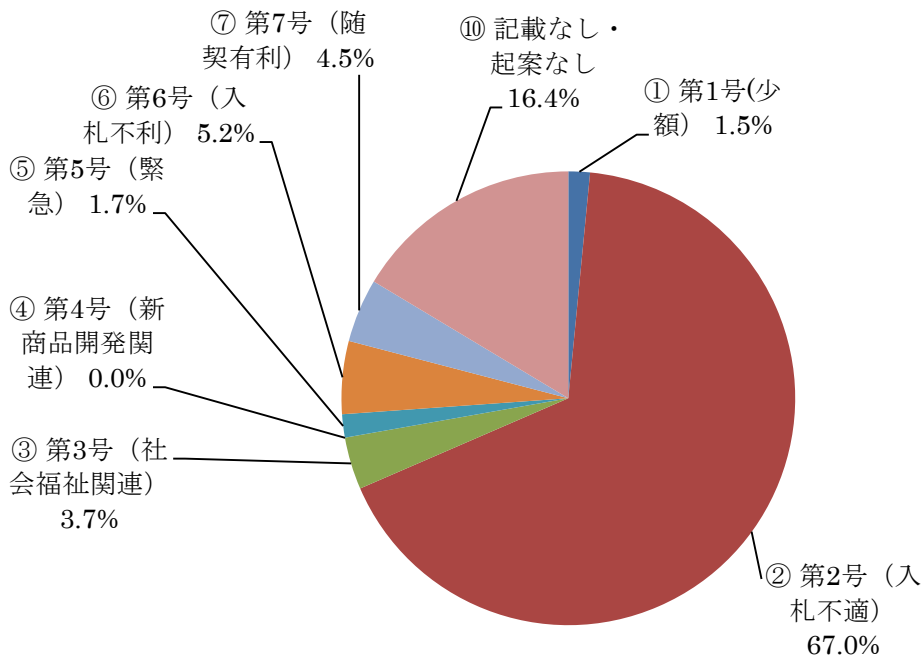
随意契約を締結しているものを「随意契約の理由の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

	件数	金額（円）
① 第1号（少額）	16	6,883,800
② 第2号（入札不適）	80	300,584,119
③ 第3号（社会福祉関連）	5	16,726,414
④ 第4号（新商品開発関連）	0	0
⑤ 第5号（緊急）	10	7,435,585
⑥ 第6号（入札不利）	14	23,303,130
⑦ 第7号（随契有利）	11	20,357,628
⑧ 第8号（不落）	0	0
⑨ 第9号（落札者が契約しない）	0	0
⑩ 記載なし・起案なし	34	73,608,969
合計	170	448,899,645

随意契約の理由の区分（件数）



随意契約の理由の区分（金額）



随意契約を「随意契約の理由の区分」で分類すると、件数では「2号理由（入札不適）」が47.1パーセントを占め、金額では67.0パーセントを占めています。

随意契約の中でも2号においては、相手方を複数から選択せず1社（者）に限定して契約を締結する「特命随意契約」とすることが他の理由に比べ特に多くなります。そのため適切な情報を基に判断することが求められます。

なお、起案のないもの又は、起案において随意契約の理由の記載のないものが件数では20%、金額では16.4%と大変多い状況となっています。随意契約の締結については、法令等の根拠規定を明確にすることが不可欠で、その根拠に不明瞭な部分があるはなりません。契約事務の手順をマニュアル化するなど早急に改善が必要と思われます。

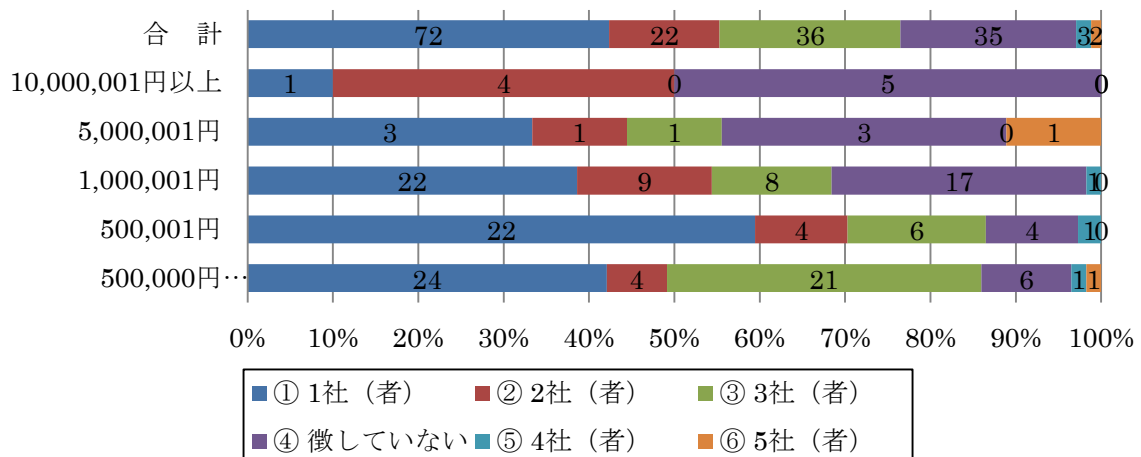
カ. 分析結果 4 (見積書を徴した数の区分)

随意契約を締結しているものを「見積書を徴した数の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

見積書を徴した数の区分 (金額層別)

(単位：件)

	500,000円 以下	500,001円 ～ 1,000,000円	1,000,001円 ～ 5,000,000円	5,000,001円 ～ 10,000,000円	10,000,001円 以上	合 計
	① 1社 (者)	24	22	22	3	
② 2社 (者)	4	4	9	1	4	22
③ 3社 (者)	21	6	8	1	0	36
④ 徴していない	6	4	17	3	5	35
⑤ 4社 (者)	1	1	1	0	0	3
⑥ 5社 (者)	1	0	0	1	0	2
合 計	57	37	57	9	10	170



まず、見積書を徴した数と金額との関係について集計しました。金額の層を「1号理由随意契約の基準の50万円以下」「50万円超-100万円以下」「100万円超-500万円以下」「500万円超-1000万円以下」「1000万円超」に分け、それぞれ見積書を徴した数を比較しました。

どの層をみても「1社(者)」及び「徴していない」の合計は50パーセントを超えています。合計をみると競争の原理が働いていない随意契約が62.9パーセント締結されていることとなります。

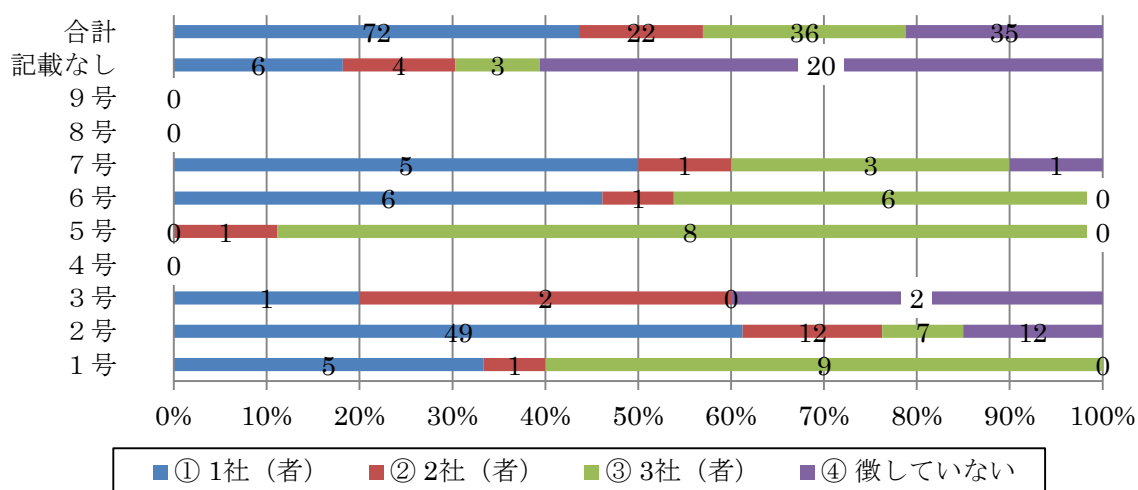
ただし、この 62.9 パーセントにあたる随意契約がすべて不適切というわけではありません。その適否は個別に考慮する必要がありますので、その適否については後述の随意契約の理由ごとに検証していきます。

次に、随意契約の理由と見積書の数との関係について集計しました。

見積書を徴した数の区分（随契理由別）

（単位：件）

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	合計
① 1社（者）	5	49	1	0	0	6	5	0	0	6	72
② 2社（者）	1	12	2	0	1	1	1	0	0	4	22
③ 3社（者）	9	7	0	0	8	6	3	0	0	3	36
③ 4社（者）	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3
③ 5社（者）	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
④ 徴していない	0	12	2	0	0	0	1	0	0	20	35
合計	16	80	5	0	10	14	11	0	0	34	170



1号理由随意契約については、68.8 パーセントが複数の見積書を徴していました。

2号理由随意契約については、23.8 パーセントが複数の見積書を徴していました。前述したとおり 2号理由随意契約は「対応できる業者が1社（者）しかいない」等の理由で当該業者のみを指定した特命随意契約とすることが多々あります。国においては「具体的事例に照らし、特命随意契約によらざるを得ない場合を除き一般競争とする」「競争性のない随意契約を行ってきたものについては一般競争又は企画競争若しくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保する」よう通達が出されています。【財務大臣通達『公共調達適正化について』（平成18年8月25日付財計第2017号）】

近年、地方公共団体においても競争性及び透明性を担保することが重要視されていることに注意する必要があります。

3号及び4号理由随意契約は、地方自治法施行令により特命随意契約が認められているものです。よって見積書の数は問題になりません。

5号理由随意契約については、100.0パーセントが複数の見積書を徴していました。
 6号理由随意契約については、57.1パーセントが複数の見積書を徴していました。
 7号理由随意契約については45.5パーセントが複数の見積書を徴していました。
 それぞれ不利、有利の判断をするのに何を基準にしたのかを明確にする必要があります。

キ. 分析結果 5 (契約書等の有無の区分)

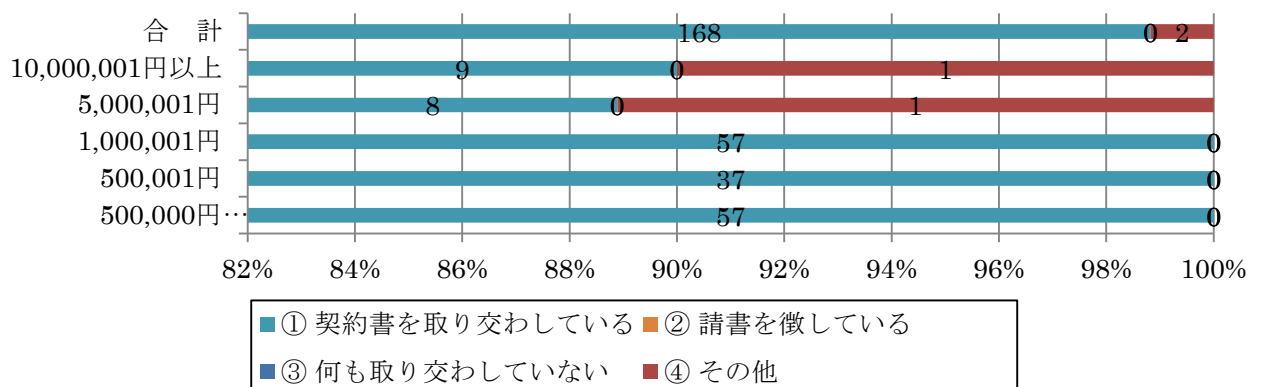
地方公共団体が随意契約を締結する場合、競争入札と同様に契約書を作成する必要があります。しかし、法律及び政令では作成について具体的事項が定められていませんので各地方公共団体の規則で定めることとなります。

本市では、財務規則第 112 条に契約書の作成方法が定められています。また、契約書を作成する実益等を考慮して契約書の作成を省略できる場合が同規則第 113 条に定められています。なお、契約書の作成を省略した場合は請書等を徴すべきことが定められています。

そこで、随意契約を締結しているものを「契約書等の有無の区分」で集計すると、次の結果となりました。

(単位:件)

	500,000円 以下	500,001円 ～ 1,000,000円	1,000,001円 ～ 5,000,000円	5,000,001円 ～ 10,000,000円	10,000,001円 以上	合 計
① 契約書を取り 交わしている	57	37	57	8	9	168
② 請書を徴して いる	0	0	0	0	0	0
③ 何も取り交わ していない	0	0	0	0	0	0
④ その他	0	0	0	1	1	2
合 計	57	37	57	9	10	170



今回の行政監査の対象である委託料にかかる随意契約で契約書の作成を省略できるものは、30万円を超えないもののみです。今回、30万円を越えた随意契約で契約書の作成を省略したものはありませんでした。

なお、「④その他」の2件は老人福祉センター及び市立図書館において指定管理者制度に基づき協定書を作成しているものであり、契約の締結方法としては問題ありません。

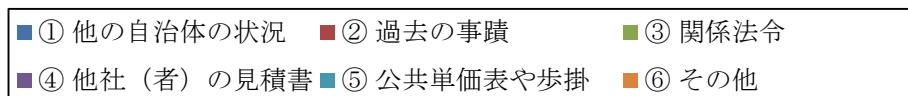
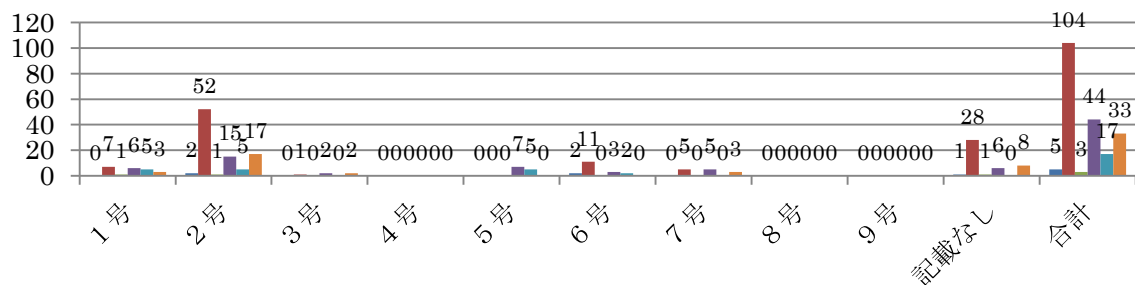
ク. 分析結果 6 (随意契約において参考としたものの区分)

随意契約の金額を決定する際または予定価格を設定する際に参考としたものを随意契約の理由ごとに集計すると、以下の結果となりました。

(単位：件)

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	合計
① 他の自治体の状況	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	5
② 過去の事蹟	7	52	1	0	0	11	5	0	0	28	104
③ 関係法令	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
④ 他社(者)の見積書	6	15	2	0	7	3	5	0	0	6	44
⑤ 公共単価表や歩掛	5	5	0	0	5	2	0	0	0	0	17
⑥ その他	3	17	2	0	0	0	3	0	0	8	33
合計	22	92	5	0	12	18	13	0	0	44	206

(複数回答)



全体的に「②過去の事蹟」を参考にしたものが多く、次いで「④他社(者)の見積り」となっています。

次に、どの業務区分において何を参考しているのか把握するために業務区分ごとに集計すると、以下の結果になりました。

(単位：件)

	他の自治体の状況	過去の事蹟	関係法令	他社（者）の見積書	公共単価表や歩掛	その他
① 施設清掃	0	6	0	5	0	2
② 施設警備	0	5	0	0	0	0
③ 施設管理運営	0	15	0	3	0	1
④ 施設等機会保守点検	0	17	0	7	2	3
⑤ 各種事業、研修会等開催運営	0	12	0	2	0	4
⑥ 運送、送達	0	1	0	0	0	0
⑦ ゴミ、し尿処理	0	0	1	2	0	0
⑧ 除草、剪定、消毒	0	7	0	1	0	0
⑨ 害虫駆除	0	1	0	2	0	0
⑩ 物品製作	0	1	0	1	0	0
⑪ 保険医療関係	1	6	1	0	0	6
⑫ 調査、研究、測定、集計	2	5	0	10	3	2
⑬ システム関連	1	14	1	2	0	12
⑭ 工事、修繕	0	0	0	1	0	0
⑮ 測量設計等工事関連	0	1	0	3	7	0
⑯ コンサルティング	0	1	0	3	1	0
⑰ その他	1	12	0	2	4	3
合 計	5	104	3	44	17	33

(複数回答)

ケ. 分析結果 7 (業務の見直し)

随意契約を締結しているものを「前年度の状況の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

(単位：件)

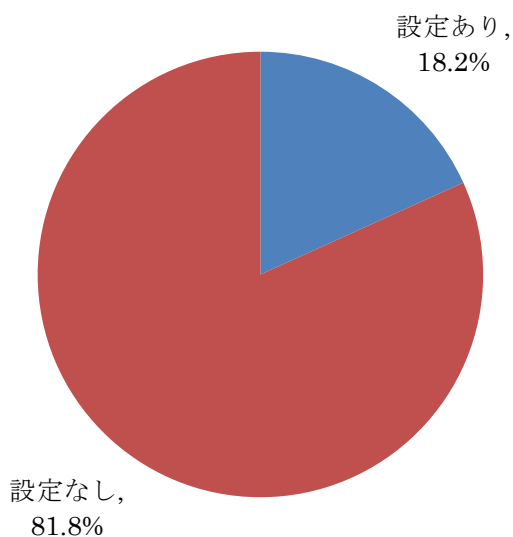
①同一業者、同一金額	②同一業者、異金額	③他業者、同一金額	④他業者、異金額	⑤その他（新規契約等）	合 計
74	49	2	2	43	170

コ. 分析結果 8 (予定価格の設定の有無)

随意契約を締結しているものを「予定価格の設定の有無の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

(単位：件)

	設定あり	設定なし	合計
① 第1号(少額)	5	11	16
② 第2号(入札不適)	14	66	80
③ 第3号(社会福祉関連)	0	5	5
④ 第4号(新商品開発関連)	0	0	0
⑤ 第5号(緊急)	5	5	10
⑥ 第6号(入札不利)	2	12	14
⑦ 第7号(随契有利)	2	9	11
⑧ 第8号(不落)	0	0	0
⑨ 第9号(落札者が契約しない)	0	0	0
⑩ 記載なし・起案なし	3	31	34
合 計	31	139	170



随意契約を締結するときにおいても、競争入札のときと同様に予定価格を設定することが求められています。

特に、1号理由随意契約(少額随意契約)においては、随意契約とする判断基準が予定価格で定められていますので、必須事項です。

以上がアンケートによる集計を分析した結果です。ここまではアンケートを基に豊前市における随意契約(委託料に限る)の概観を述べてきました。

以下に、随意契約の理由ごとに意見を述べていきます。

(2) 1号理由随意契約（少額随意契約）

委託料のうち1号理由により随意契約したものは16件でした。

そのうち「1号理由が成り立たないもの」が2件、「少額随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」が1件、「適用条項の記載がないもの」が6件、「少額随意契約とする理由を記載していないもの」が2件ありました。

なお、予定価格が記載されていないものは11件でした。この第1号は、財務規則で定める金額（委託契約については50万円）以下の予定価格の契約を締結する場合においては随意契約によることができるものと規定されていますし、予定価格は契約金額を決定し、適正な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「1号理由が成り立たないもの」については、予定価格が50万円を超えるもので、1号理由に該当しないものでした。

当該委託業務が他の随意契約理由に該当しない場合は、競争入札により相手を決定すべきものですので改善をしてください。

「少額随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」「適用条項の記載がないもの」「少額随意契約とする理由を記載していないもの」については、当該契約が予定価格50万円以下の契約である旨及びその適用条項を記載してください。

1号理由が成り立たないもの 2件

委託業務名	所 属
豊前市文化施設3棟消防用設備点検委託料	教育課 文化芸術係
浄化槽維持管理委託契約（公民館6館） （大村・黒土・合河・三毛門・角田・山田）	教育課 社会教育係 （生涯学習係）

少額随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの 1件

委託業務名	所 属
浄化槽維持管理委託契約（岩屋公民館）	教育課 社会教育係 （生涯学習係）

適用条項の記載がないもの 6件

委託業務名	所 属
八屋64号線土質調査業務委託	建設課 建設土木係
八屋64号線測量業務委託	建設課 建設土木係
ポスター掲示場掲示板作製業務委託料	選挙管理委員会 選挙係
福岡県議会議員補欠選挙ポスター掲示場設置・撤去等委託料	選挙管理委員会 選挙係

鬼木 14 号線測量業務委託	建設課 建設土木係
八屋 93 号線測量業務委託	建設課 建設土木係

少額随意契約とする理由を記載していないもの 2 件

委託業務名	所 属
白色トレイ・紙パック収集業務委託料	生活環境課 廃棄物対策係
浄化槽機械器具点検管理委託	建設課 住宅建築係

(3) 2号理由随意契約（入札不適随意契約）

委託料のうち 2 号理由により随意契約したものは 80 件でした。これは件数で全体の 46.8%、金額で全体の 66.9%といずれも大きな割合を示す結果でした。

そのうち予定価格が記載されていないものは 66 件でした。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものですので、起案には予定価格を記載するようにしてください。

業務委託の前年度の状況についての回答では、①同一業者・同金額の件数が 40 件 (50.0%)、金額は 183,992,904 円 (61.2%) で、②同一業者・異金額の件数が 20 件 (25.0%)、金額は 85,359,435 円 (28.4%) となっていました。①②を合わせると、同一業者への委託が件数で 75.0%、金額で 89.6%を占めるものでした。

2号随意契約の理由については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示にある「不動産の買入れ又は借入れ」「物品製造のための物品売払い契約」のように「契約の性質又は目的が入札に適さない」ものに該当する場合には限られています。

そこで 2 号随意契約の監査は「適用条項の記載」「当該業務の具体的内容」「例示のように当該業務が入札に適さない理由」の 3 つが解り易く記載されているかについて、調査表を中心に行いました。

その結果「随意契約とする理由を記載していないもの」が 10 件、「適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの」が 5 件、「条項の記載がないもの」が 2 件、「適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの」が 6 件、「適用条項の記載はあるが、事例の具体的説明が不足しているもの」が 7 件、「熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの」が 6 件、「他のメーカーができない理由に乏しいもの」が 1 件、「適用条項の適否について検討が必要なもの」が 3 件、「1号理由が該当するもの」が 15 件ありました。

「随意契約とする理由を記載していないもの」「適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの」「条項の記載がないもの」については随意契約の締結には的確な判断が出来るよう、当該受託者以外では履行できない具体的な理由と適用条項を記載するようにしてください。

「適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの」については、決裁文書に適用条項が記載されておらず、競争入札に適さない理由についても説明不足で、決裁文書からは2号に該当するか否かの意思決定は難しいと思われます。

決裁文書は意思決定の重要な書類で不備・不明確なものについては決裁できません。起案するにあたっては随意契約とする理由、適用事項、条項に該当する理由を明確に漏れなく記載するようにしてください。

「適用条項の記載はあるが、事例の具体的説明が不足しているもの」については、入札に適さない理由が説明不足のものです。どのような理由で2号随意契約を適用したのか、又、例示の何に該当するのか具体的に説明が必要です。

2号による随意契約の理由は、契約内容の実際の事例を示し、その事例がどのように、またなぜ「契約の性質又は目的が入札に適さない」に該当するのかを客観的に説明したもので、「誰もが納得する理由」でなければなりません。

例えば『〇〇システムは本市の住民基本台帳の管理を目的とした特殊なデータベースであり、このソフトウェアは△△△会社が所有するシステムであることから、他の業者にデータ更新の業務を委託することができないため、他と競争ができず相手が特定される。したがって、自治令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適さない」を根拠に随意契約してよろしいか』のように起案に具体的事例、適用条項、適用理由が漏れることのないように記入してください。

随意契約の理由が不明瞭のままに当該契約を行うことは、随意契約の制度に反するものです。特に、2号理由の随意契約は発注者側の都合により、特定の業者を指定して契約する「特命の随意契約」となることから、随意契約の理由は厳正中立が求められていることを忘れないようにしてください。

「熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの」については、当該業務を履行することができるものが1社しかいないことを明らかにした理由が見当たらないものです。本契約の中には2号契約の理由と理解できるものもありますが「熟知・精通・経験豊富」であることは、委託先を選定する一般的、原則的な基準であり、2号を適用する理由としては客観性、妥当性に欠けるものです。

「他のメーカーができない理由に乏しいもの」については、製造メーカー以外では保守点検業務等が困難であるとの理由で随意契約しているものです。この保守点検内容が製造メーカーでなければならない具体的な理由を記載し、又、他業者の参入が本当に困難であるかの見直しをするようにしてください。

「適用条項の適否について検討が必要なもの」については、決裁文書から他の随意契約理由が適用すると思われますので、検討をしてください。

「1号理由が該当するもの」については、予定価格を設定し、1号理由を適用したほうが適切と考えます。

予定価格の設定が50万円以下であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するため、その他各号に該当している場合でも1号を適用すべきとされています。(参考：地方財務実務提要2 P5881・18)

随意契約とする理由を記載していないもの 10件

委託業務名	所 属
CMS（ホームページ更新）システム保守委託契約	財務課 情報処理係
ヒブワクチン接種委託料	市民健康課 健康係
在宅当番医制委託料	市民健康課 健康係
妊婦健診委託料	市民健康課 健康係
能徳ポンプ場 ポンプ設備点検業務委託	建設課 建設土木係
豊前市在宅介護支援センター運営事業委託契約	福祉課 高齢者介護対策係
豊前市高齢者見守り・社会参加促進事業運営委託契約	福祉課 高齢者介護対策係
食の自立支援事業 豊前市配食サービス事業委託契約	福祉課 高齢者介護対策係
豊前市生きがいデイサービス事業委託契約	福祉課 高齢者介護対策係
豊前市地域サロン実施事業運営委託契約	福祉課 高齢者介護対策係

適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの 5件

委託業務名	所 属
ビル管理法に基づく環境保全管理業務委託料	財務課 管財係
三毛門駅舎管理業務委託料	財務課 管財係
癌検診委託料	市民健康課 健康係
障害福祉法改正対応作業委託料	福祉課 障害者福祉係
通所型介護予防事業委 大村公民館ころばん塾委託 1教室	福祉課 高齢者介護対策係

条項の記載がないもの 2件

委託業務名	所 属
就労支援職業カウンセラー業務委託料	福祉課 保護係
生活保護システムバージョンアップに係る委託料	福祉課 保護係

適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの 6件

委託業務名	所 属
保存文書管理台帳作成委託料	総務課 総務係
斎場 空調機保守点検業務委託料	生活環境課 生活環境係
豊前市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	福祉課 子育て支援係

ちづか保育園英会話講師派遣業務委託	福祉課 ちづか保育園
会議録作成業務	議会事務局 議事調査係
自家用電気工作物保安業務委託料	教育課 教育総務係

適用条項の記載はあるが、事例の具体的説明が不足しているもの 7件

委託業務名	所 属
向陽荘除草及び整備委託	財務課 管財係
住民税給与支払報告書等入力業務委託料	税務課 市民税係
コクホライン・調交システム Win7-8 バージョンアップ委託料	市民健康課 医療保険係
国民健康保険特定健康診査集団健診業務	市民健康課 医療保険係
ホテルの里清原自然公園維持管理業務委託	まちづくり課 都市計画係
自立支援システム改修委託料	福祉課 障害者福祉係
生活保護システム業務支援委託料	福祉課 保護係

熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの 6件

委託業務名	所 属
消防サイレン撤去作業委託料	総務課 交通防災係
豊前市防災情報 FM システム電波調査委託料	総合政策課 総合政策係
市役所庁舎敷地内樹木整備委託	財務課 管財係
旧図書館等建物解体設計業務委託	財務課 管財係
求菩提キャンプ場しか防除柵設置業務委託	まちづくり課 観光係
豊前市図書館等清掃業務委託料	教育課 文化芸術係

他のメーカーができない理由に乏しいもの 1件

委託業務名	所 属
庁舎エレベーター保守委託料	財務課 管財係

適用条例の適否について検討が必要なもの 3件

委託業務名	所 属
障害児放課後児童クラブ運営委託料	福祉課 子育て支援係
小学校警備委託料 (小学校 10 校)	教育課 教育総務係
中学校警備委託料 (中学校 4 校)	教育課 教育総務係

1号理由が該当するもの 15件

委託業務名	所 属
公有財産台帳GISデータ更新業務委託	財務課 管財係
自家用電気工作物の保安管理業務委託料 (市役所庁舎)	財務課 管財係
構内交換設備等及び附属設備保守委託料	財務課 管財係

豊前市地域活性化施設管理業務委託料	財務課 管財係
三毛門駅駐車場管理委託料	財務課 管財係
シートカッター及びメールシーラー保守委託契約	財務課 情報処理係
平成 22 年度更新の庁舎外ネットワーク機器のハードウェア保守委託契約	財務課 情報処理係
角田中部地区の圃場整備に伴う不動産鑑定評価委託料	税務課 固定資産税係
平成 25 年度国民健康保険法改正対応作業委託料	市民健康課 医療保険係
総合福祉センター 東芝エレベーター管理等委託料	市民健康課 健康係
豊前市新規就農後支援対策事業委託	農林水産課 農業振興係
中学校浄化槽維持管理費委託料（角田中・合岩中）	教育課 教育総務係
給食用昇降機保守点検委託料	教育課 教育総務係
永久笠田遺跡出土遺物 実測業務委託料	教育課 文化芸術係
市立図書館エレベーター保守点検委託料	教育課 文化芸術係

(4) 3号理由随意契約（社会福祉関連特定随意契約）

委託料のうち3号理由により随意契約したものは5件でした。

そのうち「随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」が1件、「契約先がどの法律に基づく施設に該当するのか明記していないもの」が4件ありました。

「随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」については、随意契約理由や適用条項を記載してください。

「契約先がどの法律に基づく施設に該当するのか明記していないもの」については、委託先が施行令に定められたどの社会福祉施設であるかを記載してください。

随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの 1件

委託業務名	所 属
老人福祉センター管理委託料	福祉課 高齢者介護対策係

契約先がどの法律に基づく施設に該当するのか明記していないもの 4件

委託業務名	所 属
廃棄物収集員紹介業務委託料	生活環境課 廃棄物対策係
不法投棄監視除去及び資源物回収業務委託料	生活環境課 廃棄物対策係
障害者地域生活支援センター機能強化事業委託料	福祉課 障害者福祉係
介護相談センター清掃・剪定・ワックス塗布作業委託料	福祉課 高齢者介護対策係

(5) 4号理由随意契約（新商品開発特定随意契約）

該当する契約はありませんでした。

(6) 5号理由随意契約（緊急随意契約）

委託料のうち5号理由により随意契約したものは10件でした。

そのうち「5号理由が成り立たないもの」が6件、「1号理由が該当するもの」が3件ありました。

なお、予定価格が設定されていないものは5件でした。予定価格は、契約金額を決定し適切な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「5号理由が成り立たないもの」については、委託内容及び決裁文書において緊急性が伺えませんでした。

当該委託業務が他の随意契約理由に該当しない場合は、競争入札により相手を決定すべきものですので改善をしてください。また、他の随意契約の理由が成り立つと思われるものは、随意契約理由の適用について検討してください。

「1号理由が該当するもの」については、予定価格を設定し、1号理由を適用したほうが適切と考えます。

5号理由が成り立たないもの 6件

委託業務名	所 属
豊前市庁舎消防用設備点検業務委託料	財務課 管財係
豊前市環境分析業務委託料	生活環境課 生活環境係
小石原工業団地拡張に伴う用途地域変更等業務委託料	まちづくり課 商工振興係
くぼてん・きょうこ着ぐるみ製作委託	まちづくり課 観光係
豊前市水産振興施設基本設計業務委託料	農林水産課 森と海振興係 (水産振興係)
徘徊・見守りネットワーク構築業務委託料	福祉課 高齢者介護対策係

1号理由が該当するもの 3件

委託業務名	所 属
前川集会所シロアリ駆除業務委託料	総務課 人権啓発係
斎場火葬炉排ガス測定業務委託料	生活環境課 生活環境係
四郎丸・畠中線建物工損事後調査業務委託	建設課 建設土木係

(7) 6号理由随意契約（入札不利随意契約）

委託料のうち6号理由により随意契約したものは14件でした。

そのうち「適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの」が1件、「適用条項の適否について検討が必要なもの」が3件、「1号理由が該当するもの」が7件ありました。

なお、予定価格が設定されていないものは12件でした。予定価格は、契約金額を決定し適切な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの」については、当該契約がなぜ受託者以外者に履行させると不利なのか、具体的かつ明確に記載するようにしてください。

「適用条項の適否について検討が必要なもの」については、決裁文書からは入札不利である理由が伺えませんでした。しかし、他の随意契約理由が適用すると思われるので、検討をしてください。

「1号理由が該当するもの」については、予定価格を設定し、1号理由を適用したほうが適切と考えます。

適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの 1件

委託業務名	所 属
広域農道トンネル非常用設備及び照明設備点検業務委託	農林水産課 農林土木係

適用条項の適否について検討が必要なもの 3件

委託業務名	所 属
上町南団地エレベーター保守・点検委託	建設課 住宅建築係
上町団地浄化槽維持管理委託	建設課 住宅建築係
豊前市民プール場内監視業務委託料	教育課 社会教育係 (スポーツ振興係)

1号理由が該当するもの 7件

委託業務名	所 属
豊前市地籍図分合筆修正業務委託	税務課 固定資産税係
豊前市野球教室プロデュース業務委託料	教育課 社会教育係 (スポーツ振興係)
公民館 消防用設備点検委託料	教育課 社会教育係 (生涯学習係)

雑草防除作業委託料	教育課 社会教育係 (スポーツ振興係)
求菩提資料館 エレベーター保守点検業務委託料	教育課 文化芸術係
多目的文化交流センター エレベーター保守点検委託料	教育課 文化芸術係
市民会館 空調設備年間保守点検業務委託料	教育課 文化芸術係

(8) 7号理由随意契約（随意有利随意契約）

委託料のうち7号理由により随意契約したものは11件でした。

そのうち「随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」が1件、「適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの」が2件、「適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの」が2件、「1号理由が該当するもの」が1件ありました。

なお、予定価格が設定されていないものは9件でした。予定価格は、契約金額を決定し適切な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの」「適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの」「適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの」については、適応条項の記載及び当該契約が「時価に比べて著しく有利な価格である」と判断した根拠を具体的かつ明確に記載するようにしてください。

「1号理由が該当するもの」については、予定価格を設定し、1号理由を適用したほうが適切と考えます。

また、7号理由随意契約については「時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2社以上からの見積書を徴すること」としてはいますが、1社のみの契約が5件、徴していない契約が1件ありました。「時価に比して著しく有利であるか否か」を判断する根拠として、見積りを徴したうえで適用条項が妥当であるか検討してください。

随意契約とする理由及び適用条項を記載していないもの 1件

委託業務名	所 属
山村振興施設PR等促進事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）業務委託	農林水産課 森と海振興係 (森林農地整備係)

適用条項の記載がなく、理由も不明確なもの 2件

委 託 業 務 名	所 属
電子計算機の保守／プログラム・プロダクト・サポート・サービス／ソリューションサービス契約	市民健康課 戸籍年金係
豊前市道路台帳補正業務委託	建設課 建設土木係

適用条項の記載はあるが、その理由が不明確なもの 2件

委 託 業 務 名	所 属
自主文化事業委託料	教育課 文化芸術係
求菩提資料館 機械警備業務託料	教育課 文化芸術係

1号理由が該当するもの 1件

委 託 業 務 名	所 属
斎場 清掃業務委託料	生活環境課 生活環境係

(9) 8号理由随意契約（不落随意契約）

該当する契約はありませんでした。

(10) 9号理由随意契約（落札随意契約）

該当する契約はありませんでした。